

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>7-13の2 緊急車線維持装置</p> <p>7-13の2-1 装備要件</p> <p>(1) 専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車(次に掲げる①から⑥までの自動車を除く。)及び貨物の運送の用に供する車両総重量3.5t以下の自動車(次に掲げる③から⑥までの自動車を除く。)には、7-13の2-2の規定に適合する緊急車線維持装置を備えなければならない。</p> <p>ただし、指定自動車等以外の自動車にあつては、当分の間、この限りではない。(保安基準第11条第1項、細目告示第91条第4項、適用関係告示第7条第21項関係)</p> <p>① 二輪自動車 ② 側車付二輪自動車 ③ 三輪自動車 ④ 被牽引自動車 ⑤ 緊急自動車 ⑥ 車両前部に特殊な装備を有する道路維持作業用自動車</p> <p>7-13の2-2 性能要件(書面等による審査)</p> <p>(1) 緊急車線維持装置は、自動車のかじ取装置の強度、操作性能等に関し、書面等により審査したときに、UN R178-00の5.及び6.の基準に適合する装置でなければならない。(細目告示第91条第4項関係)</p> <p>(2) 次に掲げる緊急車線維持装置であつて、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。</p> <p>① 指定自動車等に備えられている緊急車線維持装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた緊急車線維持装置 ② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられた緊急車線維持装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた緊急車線維持装置又はこれに準ずる性能を有する緊急車線維持装置 ③ 法第75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を受けた緊急車線維持装置を有する自動車に取付けられた緊急車線維持装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた緊急車線維持装置又はこれに準ずる性能を有する緊急車線維持装置</p> <p>7-13の2-3 欠番</p> <p>7-13の2-4 適用関係の整理</p> <p>(1) 次表の区分に応じた、次に掲げる自動車については、7-13の2-1及び7-13の2-2の規定は適用しない。(適用関係告示第7条第19項関係)</p> <p>① 「指定年月日」欄の日付以前に製作された自動車 ② 「指定年月日」欄の日付の翌日から「製作年月日」欄の日付までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの</p> <p>ア 「指定年月日」欄の日付以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車(緊急車線維持装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。)</p> <p>イ 「指定年月日」欄の日付の翌日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車(緊急車線維持装置に係る指定を受けた特定</p>	<p>8-13の2 緊急車線維持装置</p> <p>8-13の2-1 装備要件</p> <p>(1) 専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車(次に掲げる①から⑥までの自動車を除く。)及び貨物の運送の用に供する車両総重量3.5t以下の自動車(次に掲げる③から⑥までの自動車を除く。)には、8-13の2-2の規定に適合する緊急車線維持装置を備えなければならない。</p> <p>ただし、指定自動車等以外の自動車にあつては、当分の間、この限りではない。(保安基準第11条第1項、細目告示第169条第4項、適用関係告示第7条第21項関係)</p> <p>① 二輪自動車 ② 側車付二輪自動車 ③ 三輪自動車 ④ 被牽引自動車 ⑤ 緊急自動車 ⑥ 車両前部に特殊な装備を有する道路維持作業用自動車</p> <p>8-13の2-2 性能要件(視認等による審査)</p> <p>(1) 自動車のかじ取装置の強度、操作性能等に関し、視認等により審査したときに、堅ろうで安全な運行を確保できるものであること。</p> <p>この場合において、緊急車線維持装置の機能を損なうおそれのある損傷のあるものはこの基準に適合しないものとする。</p> <p>8-13の2-3 欠番</p> <p>8-13の2-4 適用関係の整理</p> <p>(1) 次表の区分に応じた、次に掲げる自動車については、8-13の2-1及び8-13の2-2の規定は適用しない。(適用関係告示第7条第19項関係)</p> <p>① 「指定年月日」欄の日付以前に製作された自動車 ② 「指定年月日」欄の日付の翌日から「製作年月日」欄の日付までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの</p> <p>ア 「指定年月日」欄の日付以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車(緊急車線維持装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。)</p> <p>イ 「指定年月日」欄の日付の翌日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車(緊急車線維持装置に係る指定を受けた特定</p>

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)																																				
<p>共通構造部を備えたものに限る。)であって、「指定年月日」欄の日付以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車(緊急車線維持装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。)と緊急車線維持装置に係る性能が同一のもの</p> <p>③ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が「製作年月日」欄の日付以前のもの</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">指定年月日</th> <th style="text-align: center;">製作年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) (イ) 及び (ウ) 以外の自動車</td> <td style="text-align: center;">R11. 8. 31</td> <td style="text-align: center;">R13. 8. 31</td> </tr> <tr> <td>(イ) 油圧式パワ・ステアリング装置を備える自動車</td> <td style="text-align: center;">R13. 8. 31</td> <td style="text-align: center;">R15. 8. 31</td> </tr> <tr> <td>(ウ) 貨物の運送の用に供する車両総重量2.8tを超え3.5t以下のものであってボンネットを有しない(車枠と車体が一体の構造のものを除く。)小型自動車</td> <td style="text-align: center;">R14. 8. 31</td> <td style="text-align: center;">R16. 8. 31</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 次表の区分に応じた、「製作年月日」欄の日付の翌日以降に製作された自動車であって「指定年月日」欄の日付の翌日以降に新たに指定を受けた自動車を除く自動車(7-13の2-4(1)②イの適用を受けた自動車を除く。)については、7-13の2-2(1)の規定中「UN R178-00の5.及び6.の基準に適合する装置」とあるのは「UN R79-04-S8の2.3.4.2.(c)に定める機能」と読み替えることができる。</p> <p>この場合において、7-13の2-2の規定中「緊急車線維持装置」とあるのは「かじ取装置」と読み替えることができる。(適用関係告示第7条第20項関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">指定年月日</th> <th style="text-align: center;">製作年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① ②及び③以外の自動車</td> <td style="text-align: center;">R11. 8. 31</td> <td style="text-align: center;">R13. 8. 31</td> </tr> <tr> <td>② 油圧式パワ・ステアリング装置を備える自動車</td> <td style="text-align: center;">R13. 8. 31</td> <td style="text-align: center;">R15. 8. 31</td> </tr> <tr> <td>③ 貨物の運送の用に供する車両総重量2.8tを超え3.5t以下のものであってボンネットを有しない(車枠と車体が一体の構造のものを除く。)小型自動車</td> <td style="text-align: center;">R14. 8. 31</td> <td style="text-align: center;">R16. 8. 31</td> </tr> </tbody> </table>	区分	指定年月日	製作年月日	(ア) (イ) 及び (ウ) 以外の自動車	R11. 8. 31	R13. 8. 31	(イ) 油圧式パワ・ステアリング装置を備える自動車	R13. 8. 31	R15. 8. 31	(ウ) 貨物の運送の用に供する車両総重量2.8tを超え3.5t以下のものであってボンネットを有しない(車枠と車体が一体の構造のものを除く。)小型自動車	R14. 8. 31	R16. 8. 31	区分	指定年月日	製作年月日	① ②及び③以外の自動車	R11. 8. 31	R13. 8. 31	② 油圧式パワ・ステアリング装置を備える自動車	R13. 8. 31	R15. 8. 31	③ 貨物の運送の用に供する車両総重量2.8tを超え3.5t以下のものであってボンネットを有しない(車枠と車体が一体の構造のものを除く。)小型自動車	R14. 8. 31	R16. 8. 31	<p>共通構造部を備えたものに限る。)であって、「指定年月日」欄の日付以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車(緊急車線維持装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。)と緊急車線維持装置に係る性能が同一のもの</p> <p>③ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が「製作年月日」欄の日付以前のもの</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">指定年月日</th> <th style="text-align: center;">製作年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) (イ) 及び (ウ) 以外の自動車</td> <td style="text-align: center;">R11. 8. 31</td> <td style="text-align: center;">R13. 8. 31</td> </tr> <tr> <td>(イ) 油圧式パワ・ステアリング装置を備える自動車</td> <td style="text-align: center;">R13. 8. 31</td> <td style="text-align: center;">R15. 8. 31</td> </tr> <tr> <td>(ウ) 貨物の運送の用に供する車両総重量2.8tを超え3.5t以下のものであってボンネットを有しない(車枠と車体が一体の構造のものを除く。)小型自動車</td> <td style="text-align: center;">R14. 8. 31</td> <td style="text-align: center;">R16. 8. 31</td> </tr> </tbody> </table>	区分	指定年月日	製作年月日	(ア) (イ) 及び (ウ) 以外の自動車	R11. 8. 31	R13. 8. 31	(イ) 油圧式パワ・ステアリング装置を備える自動車	R13. 8. 31	R15. 8. 31	(ウ) 貨物の運送の用に供する車両総重量2.8tを超え3.5t以下のものであってボンネットを有しない(車枠と車体が一体の構造のものを除く。)小型自動車	R14. 8. 31	R16. 8. 31
区分	指定年月日	製作年月日																																			
(ア) (イ) 及び (ウ) 以外の自動車	R11. 8. 31	R13. 8. 31																																			
(イ) 油圧式パワ・ステアリング装置を備える自動車	R13. 8. 31	R15. 8. 31																																			
(ウ) 貨物の運送の用に供する車両総重量2.8tを超え3.5t以下のものであってボンネットを有しない(車枠と車体が一体の構造のものを除く。)小型自動車	R14. 8. 31	R16. 8. 31																																			
区分	指定年月日	製作年月日																																			
① ②及び③以外の自動車	R11. 8. 31	R13. 8. 31																																			
② 油圧式パワ・ステアリング装置を備える自動車	R13. 8. 31	R15. 8. 31																																			
③ 貨物の運送の用に供する車両総重量2.8tを超え3.5t以下のものであってボンネットを有しない(車枠と車体が一体の構造のものを除く。)小型自動車	R14. 8. 31	R16. 8. 31																																			
区分	指定年月日	製作年月日																																			
(ア) (イ) 及び (ウ) 以外の自動車	R11. 8. 31	R13. 8. 31																																			
(イ) 油圧式パワ・ステアリング装置を備える自動車	R13. 8. 31	R15. 8. 31																																			
(ウ) 貨物の運送の用に供する車両総重量2.8tを超え3.5t以下のものであってボンネットを有しない(車枠と車体が一体の構造のものを除く。)小型自動車	R14. 8. 31	R16. 8. 31																																			